

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県、加美町、八千代町、青垣町

2 構造改革特別区域の名称

多自然居住促進特区

3 構造改革特別区域の範囲

兵庫県多可郡加美町及び八千代町、並びに氷上郡青垣町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本区域の加美町、八千代町及び青垣町は、兵庫県の中央部に位置し、地形的に南北につながっており、中国山地の1,000m級の笠形山、千ヶ峰及び粟鹿山等の山裾に位置し、それら山地の谷間に広がる中山間の農山村地域で、県内最大河川の加古川水系最上流域の緑豊かな山々や清流を擁する自然環境に恵まれた、日本のふるさとの原郷とも言える地域である。

本区域の3町は、南北に通じる国道427号等によって繋がっており、神戸市や大阪市からは阪神高速や中国自動車道、舞鶴自動車道等を利用して自動車ですぐ1時間半から2時間弱の距離にある。大都市地域に比較的近接していることから、早くから都市農村交流事業への取り組みも盛んで、棚田オーナー制度や滞在型市民農園などのグリーンツーリズムや農村体験のための施設なども数多く整備されている。

しかし、3町合計の人口は、昭和35年の27,117人をピークに、45年後の平成12年には21,046人と6,071人(22.3%)減少しており、また、国立社会保障・人口問題研究所の平成15年12月時点における将来人口推計によれば、平成12年から20年後には、さらに2,199人(30.5%)減少すると予想されており、当地域においては過疎化、少子・高齢化が、今後とも一層進展するものと考えられる。

このような中で当地域では、地域活性化を図るため、滞在型市民農園などの都市農村交流の取り組みの一層の促進とともに、地域に融合し活性化に貢献していただける都市住民の半定住・定住を促進するため、地域住民の参画と協働のもとに、県の支援のもとに多自然居住(新・田舎暮らし)の先導的モデル事業の整備を図る多自然居住パイロット事業にも取り組んでいる。

多自然居住とは、自然環境豊かな多自然地域で、自然に親しみ、自然に学び、地域社会への貢献等も図りながら、自然環境と共生するゆとりある新たなライフスタイルの実現をめざすものである。具体的には、自然環境豊かな多自然地域における一時滞在から、半定住・定住を想定している。

5 構造改革特別区域計画の意義

当該区域は、過疎化、高齢化等の進行により、農業の担い手不足と耕作放棄地の増加が著しくなっており、担い手不足に伴い集落の共同作業にも支障をきたしつつある。また、野生鳥獣害も増加しつつあり、国土保全・水源涵養・農村景観の保全など農地の持つ多面的機能が失われつつある。今後、さらに高齢化が進行すれば農業後継者も少ないことから、現在耕

作されている農地の多くが耕作放棄される可能性があり、地域内だけでは耕作放棄地の拡大と農業の担い手不足の問題が解決できない状況となっている。

また、過疎化、少子化等の進行により、小学児童数も大幅に減少しつつあり、地域によっては小学校の統廃合も必要になりつつある状況で、地域活力の低下への対策が急務となっている。当地域では、このような状況に対応して、都市農村交流事業に早くから先進的に取り組み、交流人口の増加など一定の成果をあげて来ているが、定住人口の増加はそれほど図れていない状況である。

こうした中、近年、社会経済情勢の変化に伴い、都市住民の中には、こころの豊かさを重視し、自然志向やふるさと志向が高まっており、農林業体験等を通じて農山村でゆとりある休暇を過ごすグリーンツーリズムや、豊かな自然環境の中でのゆったりとした半定住や、定住のニーズが高まりつつある状況である。

このような背景を受け、兵庫県では、都市地域と農山漁村で構成される多自然居住地域との間において、各地域の個性を生かした新たな交流と定住を展開し、多自然居住地域の活性化を図れるよう、豊かな自然環境と調和したゆとりある新しいライフスタイルとして「多自然居住(新・田舎暮らし)」のまちづくりを提案し、全県的にその普及啓発を推進するとともに、当該地域において多自然居住の先導的モデル実現等の施策に取り組んでいるところである。

今後は、都市地域と多自然居住地域との間で「人・情報(ノウハウ)・金」が循環する社会の実現や、“美しく活力ある多自然居住地域の創造”をめざして、構造改革特別区域計画による規制の特例措置を活用しながら、多様な主体の参画と協働により、多自然居住の受け入れ態勢の整備や地域活性化に結びつくグリーンツーリズムの一層の推進、地域資源を活用した新しい産業の創出と雇用の場の確保、並びに地域農業の維持及び農地保全に繋がる新規就農の促進や多様な担い手確保に取り組み、都市と農山村の共生・対流のモデル構築を目指すものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の目標は、当該地域の豊かな自然や多彩な歴史文化、豊富な食材といった地域資源を活用して、都市と農山村の相互理解を深めるなど、都市農村交流を発展させ、互いに参画と協働を促進し、さらに、都市住民の多自然居住(新・田舎暮らし)を促進することにより、都市地域と多自然居住地域の新たな共生と「人、情報(ノウハウ)、金」の循環システムを構築し、都市から農山村への人口の逆流動を図る国民的運動への展開を図り、安全・安心な食の生産拠点・交流拠点を形成することや癒しの定住拠点づくり推進することで、地域再生計画と併せて本特区計画により、地域経済の活性化と地域雇用の創造、及び地方からの構造改革の推進を実現するものである。

(1) 多自然居住の促進と農山村地域の活性化

NPO法人等の非営利団体による空き家情報提供等を推奨するとともに、多自然居住型の宅地分譲等を行い、都市の多自然居住希望者の多自然居住地域における定住の受け皿を整備するとともに、併せて、地域住民やNPO法人等による多自然居住の支援組織の整備を図る。また、農地取得に係る下限面積要件の緩和や、市民農園での農業体験交流を促進することにより、多自然居住者の新規就農を支援する。そして、過疎化が進展する農山村地域において都市からの多自然居住者は、地域社会に融和しながら、都市で培った知識や経験、人のつながり等を活かして、地域活性化やコミュニティ活動の維持・発展に貢献する。

(2) 新たな担い手の確保による農地保全と農業経営の強化

企業やNPO法人等による農業参入の推進や、農地取得に係る下限面積要件の緩和、また、農業法人等による就農支援資金の活用等によって新規就農を促進し、農業経営の新たな担い手の確保を図り、高齢化に伴う担い手不足による耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を持つ農地の保全と美しい農村景観の維持保全を図る。

また、農家やNPO法人等による市民農園の開設拡大により、多数の都市住民を農地保全の担い手として位置づけ、農家と都市住民との連携による農地保全と、多自然居住者の新規就農の場の確保を図る。

さらに、企業やNPO法人の企業的センスや、都市からの多自然居住者等が持ち込む知識・ノウハウ・人のつながりに基づく農業経営の導入を図ることにより、新しい農業経営の普及啓発と販路の拡大等を促進し、農業経営の強化を図る。

(3) グリーンツーリズムの一層の推進による地域経済の活性化

地域の豊かな自然環境や農林業、歴史・文化を活用したグリーンツーリズムをより一層推進するため、都市住民の宿泊滞在先となる農家民宿や農家民泊の開設を拡大するとともに、農業体験交流の場となる市民農園の開設を拡大し、既存の体験交流施設や地域資源とのネットワーク化を図り、また、都市住民等にも分かりやすく景観に配慮した美しい案内標識を統一的に整備し、都市と農山漁村の共生・対流のモデルとなるような、魅力ある滞在型グリーンツーリズムエリアの確立を図る。

さらに、農産物のブランド化を育成し、農林産物の販路拡大を図るとともに、地域内の農産物加工グループ等との連携を図り、地域ぐるみのグリーンツーリズムを推進することにより、地域全体への経済的波及効果を図る。また、地域住民が主体的にグリーンツーリズムに取り組むことにより、地域連帯感の醸成と地域住民の生き甲斐づくりを図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

(1) 自然環境と調和したゆとりある多自然居住の実現の促進、定住人口の増加

NPO法人等による空き家情報提供等と多自然居住型の住宅地分譲が推進され、また、地域住民による多自然居住支援組織等の整備により、地域社会に融合しやすい環境の整備が推進され、都市の多自然居住希望者の定住が促進されて、定住人口の増加が図られる。

【目標】：多自然居住による定住者人口の増加 160世帯500人（目標H20年度）
（空き家活用による定住者人口の増加 65世帯200人）（同上、内数）

(2) 新たな担い手による農業の活性化

都市部の人材の農業参入を促進し、雇用対策とするとともに、新たな資金・人材が農業・農村に注入され、農業・農村が活性化される。また、NPO法人のような組織経営体などの多様な農業の担い手を育成することにより、持続的な農業の展開が図られ、遊休農地の拡大が防止される。

また、NPO法人等や経営感覚に優れた株式会社等による農業経営、多様な担い手が確保され、遊休農地の解消・拡大防止を図るとともに、産業としての農業の裾野の拡大と活性化が図られる。

【目標】：都市部からの新規就農者の拡大 6名/年（H20年度：30名）
企業、NPO法人等による農業参入 参入数 10法人

(3) 都市農村交流の促進による地域の活性化

農家民宿等の滞在型施設の整備や市民農園運営主体の拡大による豊かな農村資源の活用により、都市農村交流が促進され、農村地域が活性化される。

【目標】：市民農園の開設・運営 9 h a (目標 H20 年度)

農家民宿の開設 10 施設 (")

観光入込客数 日帰り客：68万人、 宿泊客：13万人 (目標 H20 年度)

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
1215	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業
1006	農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特定事業に関連する事業

特定事業に関連して、特区区域の3町と地元住民や事業者、NPO法人等は、独自に次の事業を実施する。

多自然居住促進事業の推進

多自然居住パイロット事業により整備した優良田園住宅地等をモデルとして、地域内で多自然居住希望者の受け皿となる多自然居住型住宅地整備を促進するとともに、空き宅地の紹介など、多自然居住の受け入れについて積極的に情報発信を推進していく。また、地域住民等による多自然居住希望者受け入れのための多自然居住支援組織(仮称)の設立や多自然居住希望者の相談等に応じる多自然居住支援員の設置、各集落での受け入れルールづくりや生活ルールの明文化等を促進し、地域住民の参画と協働のもとに、地域社会に融合しながら地域活性化にも貢献する多自然居住希望者の定住を促進する。

新規就農の促進

認定農業者等の熟練農業者の指導により、青年等や都市住民を対象とした新規就農希望者研修事業を行い、農業に関する知識、栽培技術の習得を進めることにより、農業以外からの農業への新規参入のハードルを下げ、新たな農業の担い手の育成を図る。

滞在型市民農園等の都市農村交流事業の促進

都市住民のニーズが高い滞在型市民農園について、地域住民の参画と協働のもとに、多

様な主体による整備を推進し、マルチハビテーション型多自然居住の受け入れ施設の拡充を図るなど、多様な多自然居住の受け皿整備の促進を図る。また、都市地域との連携に関する取り組みを推進し、既存の宿泊施設等の有効活用や農村体験交流事業等の都市農村交流事業の一層の促進を図る。

北はりま田園空間博物館との連携の推進

加美町及び八千代町においては、NPO法人「北はりま田園空間博物館」が、西脇市、中町及び黒田庄町を合わせた1市4町において推進しているエコミュージアム事業と連携を強化して、地域の豊かな自然や歴史文化、伝統産業のほか住民の生活そのものを含めた地域資源の情報発信や体験活動を推進し、都市住民に対して多自然居住地域としての魅力を幅広く情報発信していく。

(2) 地域再生計画に基づく支援措置

特区区域3町と地元住民や事業者、NPO法人等は、本構造改革特別区域計画と同時に認定申請する「地域再生計画」に基づく次の支援措置を活用して、地域経済の活性化と地域雇用の創造に取り組む。

市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化（210001）

市民農園で自家消費量を超えて収穫された余剰農作物の販売が可能な範囲を明確化する通達に基づき、市民農園で収穫された農作物の販売を行う。

就農支援資金の貸し付け対象の拡充（210008）

今国会で審議中の「青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法の一部改正法律」施行後において、農業法人や農家は、青年等を新規に就農させようとする場合、就農計画を作成し知事の認定を受け、就農支援資金の貸し付けを受けて、青年等の農業法人等への新規就農を促進する。

都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化（230004）

地域において都市と農山漁村の共生・対流の推進プランづくりを容易にするため、平成16年度中に関係各省の連携によりとりまとめられ地方公共団体に提供される関連施策に関する情報を活用して都市と農山村の共生・対流に関する施策を推進する。

案内標識に関するガイドラインの策定（230007）

国が、16年度に道路、河川、公園、観光施設などに設置されている案内標識等に関して、景観への配慮方策等のルール化が望ましい事項についてとりまとめるガイドラインに基づき、各事業実施主体は、案内標識等の統一的な整備を推進する。

別紙 1

1 特定事業の名称

1 2 1 5

地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

加美町、八千代町及び青垣町において、空き家情報提供等を行おうとするNPO法人等で、当該事業を行う区域の町に事業の実施について届出をした法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

NPO法人等の非営利の事業主体が、農家等の空き家の賃貸情報を収集しホームページやチラシ等を作成し、多自然居住支援員などによる相談会等の機会において、不特定多数の者に提供する行為、及び空き家を所有者から賃借し希望者に当該空き家を転貸する行為について、特区区域の町は特区内の不動産賃貸借の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑みて、消費者利益の保護を損なわず宅地建物取引業法の適正な運用の観点からも支障がないと判断し、グリーンツーリズムや農村体験学習、多自然居住の促進などの地域活性化の政策目標に基づいて、これを推奨する。

5 当該規制の特例措置の内容

特区区域内の人口は、1995年（昭和30年）に27,117人でピークとなった後、2000年には、21,046人となり、45年間で6,071人減少（22.4%減）しており、さらに、今後の人口推計を見ると、2020年で18,847人と推計され、2000年から20年後には、さらに2,199人減少（10.4%減）すると予想されている。

また、高齢化率の将来推計を見ると、2000年の25.0%から、2015年には、31.6%になると推計されており、今後ますます、過疎化、少子・高齢化が進展するものと予想されている。

このような中で、特区区域内には、空き家が現在100戸程度あるものと推定されるが、今後、過疎化・高齢化等の進展に伴い空き家数はますます増加していくと予想されるため、地域の維持保全や活性化を図る上で、その利活用が課題となりつつある。

一方、多自然居住希望の都市住民の中には、空き家の賃貸借を希望する者が多い状況にあり、また、特区区域内にも宅地建物取引業の免許業者は若干存在しているが、これらの宅地建物取引業者は、建設業や製材業等を本業として活動しているため、空き家の賃貸借の仲介・斡旋に係る実績は、ほとんど無い状況である。このようなことから、現状は、空き家の賃貸物件の情報を提供する者がほとんどいない等のために、空き家の賃貸物件の取引件数は極めて少なく、空き家取引に関するトラブルも発生していない状況である。

このため、当該規制の特例措置により、地域のNPO法人等の非営利活動法人が、空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供することについて、特区区域の町が特区区域内の不動産賃貸の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習、多自然居住の促進等の地域活性化の政策目標に基づい

て、これを推奨していく。

なお、NPO法人等が、当該規制の特例措置を受けて、空き家の情報提供等を行おうとする時は、当該事業を行う区域の町に対して、本事業の実施に関する届出を行うとともに、定期的に事業実績等を報告することとする。

人口の推移

(単位：人)

	1955年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年
加美町	8,736	7,913	7,710	7,680	7,706	7,737	7,677	7,476	7,439
八千代町	7,322	6,911	6,577	6,521	6,361	6,363	6,320	6,266	6,206
青垣町	11,059	9,222	8,673	8,350	8,253	8,277	8,047	7,957	7,401
小計	27,117	24,046	22,960	22,551	22,320	22,377	22,044	21,699	21,046
指数	100	88.7	84.7	83.2	82.3	82.5	81.3	80.0	77.6

出典：国勢調査

人口の将来推計

(単位：人)

	国調	推計人口				2000年を基点とした増減			
	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2005年	2010年	2015年	2020年
加美町	7,439	7,445	7,341	7,142	6,918	6	-98	-297	-521
八千代町	6,206	6,210	6,145	6,025	5,868	4	-61	-181	-338
青垣町	7,401	7,015	6,656	6,364	6,061	-386	-745	-1,037	-1,340
小計	21,046	20,670	20,142	19,531	18,847	-376	-904	-1,515	-2,199
指数	100	98.2	95.7	92.8	89.6	-1.8	-4.3	-7.2	-10.4

出典：国立社会保障・人口問題研究所による日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）から

65歳以上人口の将来推計

(単位：人、%)

	65歳以上人口			65歳以上人口率		
	2000年	2015年	2030年	2000年	2015年	2030年
加美町	1,808	2,275	2,227	24.3	31.9	34.8
八千代町	1,403	1,827	1,863	22.6	30.3	33.8
青垣町	2,041	2,069	1,977	27.6	32.5	35.9
小計	5,252	6,171	6,067	25.0	31.6	34.8
兵庫県	940,609	1,425,469	1,504,630	16.9	25.4	28.3

出典：国立社会保障・人口問題研究所による日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）から

別紙 2

1 特定事業の名称

407

農家民宿における簡易な消防用設備等の設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

加美町、八千代町及び青垣町の全域において、農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」、「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

なお、農家民宿は、特区区域内の各小学校区に概ね1カ所程度の開設を目指すこととし、農家民宿開業の募集PRについては、町広報やホームページ等を活用して農家に幅広く呼びかけるほか、各地区の都市農村交流に関係する団体を通じて農家民宿開業希望者を募集する。また、農家民宿の利用者の確保に向けて、多様な体験メニューの構築とともに、都市側に積極的に情報を発信する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

都市住民の円滑な多自然居住（新・田舎暮らし）を推進するためには、都市住民の農山村地域での生活に対する不安を解消するとともに、農山村地域住民にも都市住民の田舎暮らし希望に対する理解を深めることが必要である。このために、事前に農山村地域の生活体験や地域住民等との交流を進め、多自然居住や農山村地域に対する理解を深めることがきわめて重要であり、その有効な方策として農家民宿事業を推進する。

また、近年の農村体験や自然とのふれあいを求めるツーリズムの高まりに対応して、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるため、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が免除され、農家民宿事業者の負担が軽減されることから、農家民宿事業推進のためには特例措置は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項において、

ア 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から

廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること

イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること

ウ 農家民宿等において、その従業員が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること

の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、

ア 「誘導灯及び誘導標識の設置に係る条件（前述5の(2)の ）満たしていること

イ 客室が10室以下であること

ウ 消防機関へ常時通報することが出来る電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されていること

の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前述ガイドラインが適用される。

本特区での申請において、ア「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（5(2)）」の要件を満たしている、イ客室が10室以下である、ウ消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること、が通報内容として明示されている場合には、要件を全て満たすものとして、特例措置の内容を満たすものと判断できる。

別紙 3

1 特定事業の名称

1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

加美町、八千代町及び青垣町の全域において、農業を営もうとする農業生産法人以外の法人で、当該町及び農地保有合理化法人（合理化法人が貸付主体の場合）と事業の実施について協定を締結した法人（特定法人）

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

特区区域内の町が、所有者から借地した農地を特定事業の実施により耕作を行う農業生産法人以外の法人に貸し付け、当該法人が自ら農産物を栽培する。それらの特定法人において、多自然居住者が新規に就労して農業生産活動に携わることにより、新規就農の場を確保するとともに、道の駅をはじめとした観光拠点等で販売することなどにより、地域を活性化する。

なお、特区区域の町は、特定事業の実施により耕作を行う法人と構造改革特別区域法第23条第2項第2号の規定に基づく協定を結び、事業の円滑な実施を確保することとする。

また、農業経営に参入する農業生産法人以外の法人の募集PRについては、町広報やホームページ等を活用して幅広く呼びかけるほか、町外に対しては、ホームページの活用や企業向け雑誌等での広報により募集する。

5 当該規制の特例措置の内容

特区区域の町においては、近年農業者の高齢化が急速に進み、農業就業人口のうち65歳以上の高齢者の占める割合は、2000年で66.8%にまで達し、また、農業就業人口は、1,719人と5年前の1995年に比べ約500人減少しており、今後、現在の農業従事者の高齢化が進めば、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性がある。

さらに、耕作放棄地については、2000年で3,126アールと経営耕地面積の2.3%にあたり、1995年と比べて5年間で約1.8倍増加しており、今後の農業の担い手の確保と耕作放棄地問題の解決が切実な課題となっている。

このように、特区区域内には現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的に利用を図る必要がある農地が相当程度存在すると認められるため、農地法第3条第1項及び第2項、第6条第1項、第20条第1項及び第8項において特例措置を講じていく。

なお、参入する法人の要件として、当該法人には、農業担当役員が1名以上おり、年間150日以上農業に従事すること。また、当該法人と町との間で協定を締結し、農業に必要な土地は、町が農地所有者から借り受け、法人に貸し付ける方法によることとする。

農家就業人口等の状況

(単位：人、%)

	2000年			1995年		
	農業就業人口	うち65歳以上人口	65歳以上人口の占める割合	農業就業人口	うち65歳以上人口	65歳以上人口の占める割合
加美町	656	416	63.4	756	439	58.1
八千代町	296	203	68.6	371	213	57.4
青垣町	767	529	69.0	1,099	622	56.6
特区町合計	1,719	1,148	66.8	2,226	1,274	57.2
兵庫県	108,980	62,998	57.8	110,395	54,649	49.5

出典：農林業センサス

耕作放棄地の状況

(単位：a、%)

	2000年			1995年		
	経営耕地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄率	経営耕地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄率
加美町	50,533	981	1.9	52,621	625	1.2
八千代町	23,549	552	2.3	25,400	400	1.6
青垣町	61,652	1,593	2.6	72,100	700	1.0
特区町合計	135,734	3,126	2.3	150,121	1,725	1.1
兵庫県	6,625,488	266,401	4.0	7,059,614	177,850	2.5

出典：農林業センサス

別紙 4

1 特定事業の名称

1002

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

加美町、八千代町及び青垣町の全域において、加美町、八千代町、青垣町及び農業協同組合以外の者で、特定農地貸付けに関する特例に関する法律（平成元年法律第58号）第2条第2項各号の要件に該当する農地の貸付けにより市民農園を開設しようとする農業者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付が取り消された後において、当該農地の適切な利用を確保するため必要な事項等を内容とする事業実施協定（以下この覧において「事業実施協定」という。）を、市民農園を開設しようとする農地が所在する加美町、八千代町、青垣町及び兵庫県と締結する場合、特定農地貸付による市民農園開設を認めるものである。

また、NPO法人等農地を所有していない者が、加美町、八千代町、青垣町又は農地保有合理化法人から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、農地が所在する町及び農地の貸付主体である町又は農地保有合理化法人と締結する場合、特定農地貸付による市民農園開設を認めるものである。

なお、市民農園開設者の募集PRについては、町広報やホームページ等を活用して農家に幅広く呼びかけるほか、各地区のまちづくり活動団体や都市農村交流に関する団体等を通じて市民農園開設希望者を募集する。また、市民農園利用者の募集PRについては、グリーンツーリズム情報誌やホームページ等を活用して募集する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

特区区域では、耕作放棄地の増加により遊休農地化の拡大に歯止めを掛けること、農業従事者の高齢化、後継者不足が課題になっている。

規制の特例措置により、地方公共団体、農業協同組合以外の者が市民農園の貸付主体となることができるので、遊休農地を持つ者、後継者不足の者にとっては農地を有効に活用することが可能となる。

一方、都市部住民や多自然居住による移住者の中には、農作業を行い、自分で作物を作ることへのニーズが高いことから、遊休地を市民農園として提供することが有効な対策となる。

市民農園事業をさらに推進するためには、多様な主体が市民農園事業を行えることが必要であり、規制の特例措置により、市民農園の開設主体が拡大されることから、特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

特区区域では、耕作放棄地は1995年の1,725アールから、2000年の3,126アールへと5年間で約1.8倍に拡大しており、遊休農地化の拡大に歯止めを掛けることが課題である。

また、特区区域では、1995年には、農業就業人口2,226人のうち、65歳以上の者の農業就業人口が、1,274人(65歳以上の農業従事率57.2%)であったが、2000年には農業就業人口1,719人のうち65歳以上の農業就業人口は1,148人(同66.8%)へと、農業就業人口が減少する中で、65歳以上の農業就業人口率は逆に高くなってきている。その率は、県平均(2000年で57.8%)、全国平均(同52.9%)と比べても高く、農業従事者の高齢化、後継者不足への対応も課題となっている。

一方、阪神間を中心とする都市住民には、距離的にみて阪神間に比較的近い立地条件の特区区域町における体験農園や市民農園といった「農」における都市農村交流に対する期待が高い。また、多自然居住希望者の中にも、生き甲斐としての農業を実現する場に対する需要が高い。

そこで、今回、特区制度を活用し、多様な主体による市民農園事業を推進することにより、遊休農地の拡大、農業従事者の高齢化、後継者不足に歯止めを掛け、農地の効率的利用を図るとともに、多自然居住者に対する生き甲斐としての就農の場の確保を図っていく。

耕作放棄地の状況

(単位：a)

	2000年			1995年		
	経営耕地 面積	耕作放棄 地面積	耕作放棄 率	経営耕地 面積	耕作放棄 地面積	耕作放棄 率
加美町	50,533	981	1.9	52,621	625	1.2
八千代町	23,549	553	2.3	25,400	400	1.6
青垣町	61,652	1,593	2.6	72,100	700	1.0
特区町合計	135,734	3,127	2.3	150,121	1,725	1.1
兵庫県	6,625,488	266,401	4.0	7,059,614	177,850	2.5

出典：農林業センサス

農家就業人口の状況

(単位：人)

	2000年			1995年		
	農業就業 人口	うち65歳 以上人口	65歳以上 人口の占 める割合	農業就業 人口	うち65歳 以上人口	65歳以上 人口の占 める割合
加美町	656	416	63.4	756	439	58.1
八千代町	296	203	68.6	371	213	57.4
青垣町	767	529	69.0	1,099	622	56.6
特区町合計	1,719	1,148	66.8	2,226	1,274	57.2
兵庫県	108,980	62,998	57.8	110,395	54,649	49.5

出典：農林業センサス

別紙 5

1 特定事業の名称

1006

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

八千代町の全域及び青垣町の農業振興地域の農用地区域外において、現在設定している農地等の権利取得後の下限面積を下回る面積の農地等の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

兵庫県知事が農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定めている農地の権利取得後の下限面積を、八千代町の全域及び青垣町の農業振興地域の農用地区域外において10アールに変更し、現行の下限面積を下回る農地の取得を可能とする。

なお、当該特例措置の適用による新規就農者の募集PRについては、町広報やホームページ、田舎暮らし関係情報誌、UIターン者のネットワーク等を活用して情報発信する。

5 当該規制の特例措置の内容

現行の下限面積は、八千代町で30アール、青垣町で40アールであるが、これを八千代町の全域及び青垣町の農業振興地域の農用地区域外において10アールに変更する。

八千代町及び青垣町では、農家人口に占める65歳以上の者の割合が、1995年の26.6%から2000年には27.3%と拡大し、高齢化が進展している地域である。認定農業者数でも、平成15年3月末現在で、県内で1,364名が認定されているのに対し、この2町では、合計14人(全体の1.0%)にとどまっており、経営規模の拡大を図りにくい地域であり、高齢化、後継者不足への対応が課題となっている。

さらに、この2町では、耕作放棄地が1995年の1,097アールから、2000年には2,145アールに、1,048アール増加(増加率95.5%)し、遊休農地化の拡大に歯止めをかける必要のある地域である。これらの耕作放棄地の内訳を見ると、現在設定している農地の権利取得後の下限面積を下回るものが1,822アール(84.9%)あり、うち10アール以上の農地が1,258アールある。また、耕作放棄地面積規模別農家数で見ても、現行下限面積未満の小規模の耕作放棄地を有する農家は、192戸(96.7%)あり、そのうち、10アール以上で現行下限面積未満の小規模の耕作放棄地を有する農家が79戸(39.9%)ある。

このように、小規模遊休農地の解消を図ることが農地の効率的かつ総合的な利用を図る上で重要な課題となっており、農地の権利取得後の下限面積を10アールに変更することで、これらの小規模遊休農地の解消を図ることが可能となる。

また、多自然居住希望者の中には、自給的あるいは副業的に農業を行うことを希望して、小規模な農地の取得を希望する者が潜在的に多くいる。このため、農地取得に際する下限面積要件を緩和することは、新規就農の拡大や遊休農地化の拡大防止に貢献することが期待されるとともに、美しいふるさとの田園景観の維持保全の効果も期待される。

農家の担い手の状況

(単位:人、%)

	2000年			1995年		
	農家人口	65歳以上	高齢化率	農家人口	65歳以上	高齢化率
八千代町	2,225	572	25.7	2,529	569	22.5
青垣町	3,900	1,100	28.2	4,401	1,131	25.7
合計	6,125	1,672	27.3	6,390	1,700	26.6
兵庫県	492,585	133,965	27.2	542,611	130,039	24.0

出典：農林業センサス

耕作放棄地の状況

(単位：a、%)

	2000年			1995年		
	経営耕地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄率	経営耕地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄率
八千代町	23,549	552	2.3	25,400	400	1.6
青垣町	61,652	1,593	2.6	77,072	697	0.9
合計	85,201	2,145	2.5	102,472	1,097	1.1

出典：農林業センサス

10a以上で現行下限面積未満の耕作放棄面積(2000年)

(単位：a)

	計	10a～15a	15a～20a	20a～30a	30a～40a	参考	
						10a未満	合計
八千代町	298	84	85	129		155	453
青垣町	960	373	185	214	188	409	1,369
合計	1,258	457	270	343	188	564	1,822

出典：農林業センサス

耕作放棄地面積規模別農家数(2000年)

	農家数(戸)				比率(%)	
	計	10a未満	10a～下限面積(30a又は40a)	下限面積(30a又は40a)以上	10a未満	10a～下限面積(30a又は40a)
八千代町	55	33	19	3	60.0	34.5
青垣町	143	80	60	3	55.9	42.0
合計	198	113	79	6	57.1	42.9

下限面積：八千代町は30a。青垣町は40a。

出典：農林業センサス